

5 福薬業発第 5 2 5 号  
令和 6 年 3 月 8 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
常務理事 竹野 将行

**健康保険証の廃止に伴う修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等における児童生徒本人の被保険者資格の確認方法について（周知）**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本薬剤師会より別添のとおり通知がございましたのでお知らせいたします。

マイナンバーカードを持参することが必ずしも容易でない場合における被保険者資格の確認方法について疑義解釈が別添のとおり取りまとめられました。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

日 薬 業 発 第 467 号  
令 和 6 年 3 月 6 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

健康保険証の廃止に伴う修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等に  
おける児童生徒本人の被保険者資格の確認方法について（周知）

標記について、厚生労働省保険局医療課ほかから、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

オンライン資格確認につきましては、原則として全ての保険医療機関・薬局への導入が義務付けられており、さらに、現行の健康保険証の発行については、本年12月2日に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとされています。本年12月2日以後は、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行うことが基本となりますが、今般、修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等、マイナンバーカードを持参することが必ずしも容易でない場合における被保険者資格の確認方法について、その取扱いについて疑義解釈が別添のとおり取りまとめられました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

(別添)

- ・健康保険証の廃止に伴う修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等における児童生徒本人の被保険者資格の確認方法について（周知）

(令和6年3月1日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課ほか)

事務連絡  
令和6年3月1日

(別記団体) 御中

厚生労働省保険局医療課  
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

健康保険証の廃止に伴う修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等における児童生徒本人の被保険者資格の確認方法について（周知）

日頃より、医療行政の推進にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、オンライン資格確認につきましては、昨年4月から、原則として全ての保険医療機関・薬局への導入が義務付けられており、さらに、現行の健康保険証の発行については、本年12月2日に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとされています。本年12月2日以後は、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行うことが基本となりますが、今般、修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等、マイナンバーカードを持参することが必ずしも容易でない場合における被保険者資格の確認方法について、別添のとおり通知しますので、御了知いただくとともに、貴会会員の皆様へのご周知のほどお願い申し上げます。

なお、別添については、文部科学省とも協議済みのものであることを申し添えます。

【問合せ先】  
厚生労働省保険局医療介護連携政策課  
電話：03-3595-2174  
E-mail：[suisin@mhlw.go.jp](mailto:suisin@mhlw.go.jp)

問 現在、修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等においては、児童・生徒が医療機関・薬局を受診等する必要が生じた際に備え、保険証の写しを持参させる取扱いが一部で見られるところ、必ずしも児童・生徒本人がマイナンバーカードを持参することが容易でない場合において、保険証廃止後はどのように対応すればよいか。

(答)

- 本年12月2日に健康保険証の新規発行が終了した後は、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行うことが基本となります。修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等においても、医療機関・薬局を受診等する可能性に備える必要の程度に応じて、本人がマイナンバーカードを持参することが考えられます。
- ただし、修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等において、児童・生徒本人がマイナンバーカードを持参することが容易でないときには、数日間の限られた使用であること、かつ、学校教員等の管理監督の下での使用が想定され、なりすましが起こることは想定され難いことから、マイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルをあらかじめダウンロードしたものやその印刷物、資格情報のお知らせ又はその写しを医療機関・薬局に提示するといった方法により、保険診療・保険調剤を受けることは妨げられません。
- こうした方法による確認の結果、療養の給付を受ける資格が明らかな場合には、医療機関等の窓口負担として、患者の自己負担分(3割分等)を支払います。  
他方、上記のいずれによる確認も行えない場合には、原則として、一旦医療費の全額(10割)をお支払いいただき、後日、資格が確認できた際に、自己負担分を超える金額について医療機関・薬局から還付を受けることとなります。

(参考)

「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」最終とりまとめ(令和5年8月8日)

(6) その他、健康保険証廃止後のオンライン資格確認における実務上の課題への対応

4) 医療現場における運用上の課題への対応

現在、修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等においては、児童・生徒が医療機関を受診する必要が生じた際に備え、保険証の写しを持参させる取扱いが一部で見られるところである。保険証廃止後においては、必ずしも児童・生徒本人がマイナンバーカードを持参することが容易でない場合については、数日間の限られた使用であること、かつ、学校教員等の管理監督の下での使用が想定され、なりすましが起こることは想定され難いことから、マイナポータルに表示される被保険者資格情報をプリントアウトしたものや資格情報のお知らせの写しを医療機関等に提示するといった方法により被保険者資格の確認を行うことが可能と考えられることについて、医療現場及び教育現場へ周知していく。